

根室市市民交通傷害共済

会員募集

根室市市民交通傷害共済は、市民が会費を出し合って交通事故でけがなどをした方に見舞金を給付し、市民相互で助け合う共済制度です。

根室市に居住し、住民登録または外国人登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

問合せ先 市役所市民環境課交通市民生活担当
TEL (23) 6111番 内線2123・2124

■受付開始日

平成24年度会員は3月1日から

※共済期間中、いつでも加入申込ができます。

■共済会費

一般600円 高校生以下400円

※生活保護世帯の方は、市が負担します。また、準要保護世帯の方は、半額を市で負担します。

■共済期間

平成24年4月1日（年度途中に加入の方は加入承認の日）から平成25年3月31日まで。

■加入方法

①会員台帳は、町会加入の方は各町会から配布されます。幼稚園・保育所児童や小中学生・高校生は、各学校などから配布されます。

②会員台帳に必要事項を記入し、会費を添えて町会や学校などに申し込みください。

③町会未加入の方は、市役所交通市民生活担当（窓口3番）または歯舞支所で、直接申し込みください。

■見舞金の支給申請

①道路交通法に規定する車両による運行中の人身事故が、見舞金支給の対象となります。

②見舞金の請求期間は、交通事故に遭った日から1年内です。事故に遭ったときは、必ず警察への届け出をしてください。

■請求するときに必要なもの

市民交通傷害共済会員証、交通事故証明書（人身事故扱い）、診断書（市指定のもの・自賠責診断書も可）、死亡診断書（死亡事故の場合）、その他市長が指定する書類。

■共済見舞金支給の除外

①道路交通法に規定する道路以外の場所での車両の運行による場合。

②災害対策基本法に規定する災害による場合。

③無免許、酒気帯び、速度違反による運転者と同乗者。

④自殺行為または犯罪を目的とした場合の運転者と同乗者。

⑤故意または重大な過失。

※スピード違反、一時停止無視、シートベルト未着用等の違反をしていない交通法規を遵守している方が、見舞金の支給対象者となります。

見舞金基準額表

等級	傷害の程度	基準額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	実日数9カ月以上の入院治療を要する傷害を受けた場合	50万円
3等級	実日数6カ月以上の入院治療を要する傷害を受けた場合	40万円
4等級	実日数6カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	24万円
5等級	実日数5カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	20万円
6等級	実日数4カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	16万円
7等級	実日数3カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	12万円
8等級	実日数2カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	10万円
9等級	実日数1カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	8万円
10等級	実日数2週間以上の治療を要する傷害を受けた場合	6万円
11等級	実日数1週間以上の治療を要する傷害を受けた場合	4万円
12等級	実日数1週間未満の治療を要する傷害を受けた場合	2万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。

※事故内容によって共済運営委員会の決定により、減額して支給される場合があります。

こんな場合、見舞金は支給されるの？

Q 歩行中に自転車に追突されけがをした場合や、自転車で走行中に転倒してけがをした場合は、見舞金は支給されますか。

A どちらの場合も、見舞金の支給対象になります。ただし、道路交通法に規定されている道路上での事故に限ります。

※自転車事故でも、必ず警察に届けましょう。見舞金の申請には、事故証明書が必要です。

